



## 年金

### 国民年金保険料の 学生納付特例制度を ご存じですか？

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入し保険料を納めることになっています。学生の方も、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

学生納付特例制度は、所得が少ない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により納付を猶予される制度です。

なお、前年度に学生納付特例の承認を受けていた方も、毎年度、申請が必要です。ご注意ください。

#### 【対象者】

・ 大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校などに在学している学生、生徒

### ◆年金 ◆介護保険

・ 前年所得が一定額以下の場合（所得の目安141万円以下）

#### 【手続き先】

・ 役場町民課住民係又は社会保険事務所

#### 【必要なもの】

・ 年金手帳  
・ 学生証又は在学証明書  
・ 印鑑

#### ◆【手続きの簡素化について】

前年度に学生納付特例が承認された方でハガキ様式の申請書が送付された方について、引き続き学生納付特例を申請する場合は、ハガキ様式の申請書に学校名、氏名、住所などを記入のうえ郵便ポストへ投函してください。

#### 【承認されると】

・ 承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間（25年）には算入されますが、年金額には反映されません。  
・ 承認期間中のケガや病気などで障害が残ったときは、一定の条件を満たせば障害

### ◆税 ◆募集

### ◆お知らせ

基礎年金が支給されます。  
・ 承認期間の保険料は、10年以内であれば古い順に納付が可能です。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を納付する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

### 国民年金保険料の納付は「口座振替」が 便利でお得です

#### 【安心】

自動引き落としで納め忘れる心配がありません。

#### 【便利】

金融機関などに行く手間と時間が省けます。

#### 【簡単】

一度の届出で手続きができる手数料もかかりません。

#### 【お得】

振替方法を当月末の口座振替（早割）にすると、月々50円（年間600円）割引されます。

#### 【手続き先】

・ 役場町民課住民係又は社会保険事務所

#### 【必要なもの】

・ 年金手帳又は納付書  
・ 通帳  
・ 金融機関の届出印  
○ 平成20年度の国民年金保険料は、月額14,100円です。

○ 口座からの保険料引落日は、月末となります。月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

#### 【社会保険庁ホームページ】

<http://www.sia.go.jp>

社会保険庁では、年金に関する最新情報や、国民年金・厚生年金などの制度についてより深く知っていただくため、ホームページを開設しています。

#### 【愛媛社会保険事務局ホームページ】

<http://www.sia.go.jp/~ehime/>

県内社会保険事務所の年金相談窓口の休日や夜間の開設日などのご案内をしています。（社会保険庁ホームページからもアクセスできます）

#### 【問い合わせ】

松山西社会保険事務所  
国民年金保険料課

☎925-5175

役場町民課住民係

☎985-4106

## 介護保険

### 介護サービス情報の公表制度について

介護サービス事業者の情報提供、サービスの質の確保・向上を目的として、平成18年4月から介護サービス事業者に介護サービス情報の公表が義務付けられています。

詳しくは、県のホームページを参照してください。

<http://www.pref.ehime.jp/h/20400/kagohoken/kouhyou/index.htm>

#### 【問い合わせ】

役場介護保険課介護係係

☎985-4115